

(その1)



収支報告書

令和3年分
開催分

(ふりがな)

さいたまからにほんをいかくするかい

1 政治団体の名称 埼玉から日本を改革する会

2 主たる事務所の所在地 さいたま市浦和区岸町1丁目7番11号
三景荘102号室

3 代表者の氏名 渡邊 泰之

4 会計責任者の氏名 渡邊 泰之

事務担当者の氏名

渡邊 泰之
 (電話) 090-9135-6605
 (電話)
 (電話)

政治団体の区分

- 政党
 政党の支部
 政治資金団体
 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
 その他の政治団体
 その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有
 無
 公職の種類 (現職・候補者の別) 衆議院議員(候補者)
 資金管理団体の届出をした者の氏名 渡邊 泰之

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
 公職の候補者の氏名 渡邊 泰之
 公職の種類 (現職・候補者の別) 候補者・衆議院議員
 公職の候補者の氏名(2人目)
 公職の種類 (現職・候補者の別)
 公職の候補者の氏名(3人目)
 公職の種類 (現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

令和3年9月17日 から
 令和3年12月31日 まで
 (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和3年9月17日 から
 令和3年12月31日 まで
 (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

100180 213179 13枚

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	8,040,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	8,040,000
支 出 総 額	5,124,015
翌年への繰越額	2,915,985

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	8,040,000	✓
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	8,040,000	✓
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	8,040,000	✓

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	塩谷 明達	1,500,000	R3/9/27	東京都千代田区神田須田町1-23-1	会社代表	
2	塩濱 靖宜	540,000	R3/10/7	石川県金沢市寺地1-20-20	歯科医	
3	渡邊 泰之	5,000,000	R3/10/11	さいたま市南区根岸4-15-4	会社員	
4	渡邊 泰之	1,000,000	R3/10/15	さいたま市南区根岸4-15-4	会社員	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	8,040,000				
	その他の寄附					
	合 計	8,040,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
(4) 事 務 所 費	465,440		
小 計	465,440	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0		
(2) 選 挙 関 係 費	903,375		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	3,745,980	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	3,675,980		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その 他 の 事 業 費	70,000		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	9,220		
小 計	4,658,575	0	
合 計	5,124,015		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所備品レンタル代	465,440	R3/10/19	アーバンレント㈱	さいたま市中央区鈴谷4-5-11	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	465,440				
	その他の支出					
	合 計	465,440				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		2. 選挙関係費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	選挙事務作業代	384,615	R3/12/7	平木 雅己	さいたま市浦和区北浦和5-15-30 プリムローズ浦和201	
2	選挙用資材製作費	248,050	R3/10/4	Canau	千葉県柏市中原2-19-8-201	
3	選挙用資材製作費	270,710	R3/10/15	Canau	千葉県柏市中原2-19-8-201	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	903,375				
	その他の支出					
	合計	903,375				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	拡声機器代金	100,980	R3/10/4	アーバンレント㈱	さいたま市中央区鈴谷4-5-11	
2	WEB製作費	1,980,000	R3/10/11	フォークス㈱	東京都渋谷区西原3-38-5-A-2F	
3	映像・ポスター・スローガン制作	1,595,000	R3/12/3	㈱ギークピクチャーズ	東京都渋谷区神宮前2-27-5	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	3,675,980				
	その他の支出					
	合計	3,675,980				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	選挙講座受講料	70,000	R3/10/4	イチニ(株)	東京都港区北青山3-3-7第一青山ビル3F	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	70,000				
	その他の支出					
	合 計	70,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費 /	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	9,220				
	合計	9,220				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年5月26日

政治団体の名称

埼玉から日本を改革する会

会計責任者の氏名

渡邊 泰之


代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和4年5月25日

埼玉から日本を改革する会
代表 渡邊 泰之 殿

登録政治資金監査人 吉野 康幸 
登録番号 第 2852 号
研修修了年月日 平成28年11月16日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、埼玉から日本を改革する会（国会議員関係政治団体名）の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した結果、登録政治資金監査人の事務所（さいたま市中央区大戸2-23-2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

埼玉から日本を改革する会(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上